

創業支援資金の比較

区分	世田谷区	東京都	日本政策金融公庫
制度名	創業支援資金	創業融資	①新規開業資金 ②新創業融資制度（無担保無保証人）
主な利用要件	世田谷区内で創業前 または創業後1年未満 (11～12頁参照)	(創業前) 都内で 個人で1か月 法人で2か月以内創業 (創業後) 東京信用保証協会に、 お問い合わせください。(※1)	「雇用創出、経済活性化、勤務経験 (6年以上)または修得技能等の要件」 を満たす方 ①新たに事業を始める方、または事 業開始後おおむね7年以内の方 ②新たに事業を始める方、または事 業開始後税務申告を2期終えてい ない方
資金用途	運転・設備		
融資額	2,000万円以内	3,500万円以内 (創業前は自己資金に 2,000万円を加えた 額の範囲内)	①7,200万円以内 うち運転資金4,800万円以内 ②3,000万円以内 うち運転資金1,500万円以内
自己資金	必要	東京信用保証協会に、 お問い合わせください。(※1)	①日本政策金融公庫渋谷支店までお 問い合わせください。(※2) ②必要(一定の要件を満たせば不要※3)
負担金利	0.3%	同上	日本政策金融公庫渋谷支店までお問 い合わせ下さい。
返済期間 (据置期間)	7年(1年)以内	運転 7年(1年)以内 設備 10年(1年)以内	運転 7年(2年以内) 設備 20年(2年以内)
信用保証	必要(保証料自己負担)	必要(保証料補助1/2有)	不要
融資可否判明 にかかる期間	約3か月	約1か月～2か月	面談から約3週間

※1〈お問い合わせ〉東京信用保証協会 渋谷支店 電話 03-5468-0135

※2〈お問い合わせ〉日本政策金融公庫 渋谷支店 電話 03-3464-3311

※3 優遇を受けるためには産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること等が必要です。

特定創業支援等事業

世田谷区は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画について、国の認定を受けています。経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく継続的な相談、セミナー等を**特定創業支援等事業**といい、受講者が証明書の発行を区に申請し、発行後、その証明書を各機関に提出することで優遇措置を受けることができます。

【優遇措置例】国・東京都の創業に関する各種補助金申請

株式・合名・合資・合同会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減

世田谷区内で設立する株式会社又は合同会社は登記にかかる登録免許税が資本金の0.7%→0.35%に軽減
(最低税額は株式会社の場合15万円→7.5万円、合同会社の場合6万円→3万円に軽減)

合名会社又は合資会社は1件につき、6万円→3万円に軽減

※その他の優遇措置については、区ホームページ参照 [世田谷区創業支援等事業計画](#)

[検索](#)

証明書申請に関するお問い合わせ

世田谷区 経済産業部 産業連携交流推進課 電話 03-3411-6653

※公社では、特定創業支援等事業として「ワンストップ相談窓口」、「創業セミナー(有料)」を行っています。

※新型コロナウイルス感染症の発生により、「ワンストップ相談窓口」、「創業セミナー」は、状況により中止することがありますのであらかじめご了承ください。